

減らぬごみ 負担は町民に

きれいな町で暮らしたい……。それは町民誰もが願うことです。しかし、残念ながら一部の心ない人たちによるごみのポイ捨てや不法投棄は後を絶ちません。町内での現在の状況を見てみましょう。



- ▲町道ブナ峠線に不法投棄されたごみ。人目に付きにくい場所に大量のごみが放置されていた
- ▶船越公園駐車場のごみ。草むらの中にジュースの空き缶や食物のトレーが無造作に捨てられている

回収量は1年で1,000袋にも

昨年度、ポイ捨てや不法投棄などで回収されたごみは5・0ト。1袋5キロで換算すると1年で1000袋、1日当たり2・7袋分のごみが集められていることとなります。

ごみが捨てられている場所は山間部や河川敷、漁港などが多く、人目に付きにくい場所に廃棄されています。

捨てられるごみの種類も空き缶や食品トレーなど小さなものから自転車、タイヤ、冷蔵庫など大型のものまで多岐にわたっています。これらのごみは景観を損なうばかりか、悪臭を発生させるなど衛生面での問題もあります。また、ごみの種類によっては有害物質が流出する可能性もあり、重大な環境汚染の要因にもなりかねません。

不法投棄は重大な犯罪

不法投棄を発見した場合、町

では保健所や警察に通報。現地調査を実施し投棄者が判明した場合は、本人に撤去指導や命令を行います。また、悪質な場合は警察と連携し検挙などを行います。

不法投棄者は法律で5年以下の懲役または1000万円以下の罰金と、厳しい罰則が定められています。また、投棄者が法人である場合はさらに1億円までの罰金が科せられます。

どのような理由があるにしても、ごみの不法投棄は犯罪行為であり、決して許されることではありません。

ごみの撤去・処分に税金

万が一投棄者が分からなかった場合は、投棄場所の土地所有者



ごみの撤去には多くの人手と処理費用が掛かります

者が処分することになり、その土地が個人所有地である場合は、原則として土地所有者が撤去することになります。

ごみの多くは公道脇や河川などに捨てられているため公的機関が撤去しますが、撤去や処分のために掛かる費用については、税金が使われることとなります。

回収されるごみの量は年々減少傾向にあるものの、依然としてその量は多く、毎年6ト近いごみの撤去に、多くの人手と税金が費やされています。

◆ポイ捨てと不法投棄ごみの年度別回収量 (単位:ト)

